

自治基本条例 他市町村条文比較表(コミュニティ活動)

自治体名称	北海道ニセコ町	大阪府岸和田市	三重県伊賀市	東京都三鷹市
条例名称	ニセコ町まちづくり基本条例	岸和田市自治基本条例	伊賀市自治基本条例	三鷹市自治基本条例
策定年月日	平成12年12月27日	平成16年12月10日	平成16年12月24日	平成17年9月29日
施行年月日	平成22年3月16日(改正)	平成17年8月1日	平成16年12月24日	平成18年4月1日
コミュニティ活動	<p>第5章 コミュニティ(コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。</p> <p>(コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。</p> <p>(町とコミュニティのかかわり)</p> <p>第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利性かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。</p> <p>2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。</p> <p>(地区市民協議会)</p> <p>第15条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現する為の組織として地区市民協議会を設立することができる。</p> <p>2 地区市民協議会は、当該地区の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。</p>	<p>(住民自治の定義)</p> <p>第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において市民が地域を取り巻くさまざまな課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</p> <p>2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。</p> <p>(住民自治に関する市民の役割)</p> <p>第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなくてはならない。</p> <p>(住民自治に関する市の役割)</p> <p>第23条 市は、市民が自主的活主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p>(住民自治協議会の定義・要件)</p> <p>第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものをさす。ただしひとつの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。</p> <p>(1)区域を定めていること</p> <p>(2)会員には、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば誰でもなれること。</p> <p>(3)組織設置の目的がその区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の連絡・親睦、地域間児湯の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。</p> <p>(4)目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格・代表者・会議などを明記した規約を定めていること。</p> <p>(5)組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出されたものであること。</p> <p>(住民自治協議会の設置)</p> <p>第25条 前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は市長に設置の届出をする。</p> <p>2 市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする。(以下省略)</p>	<p>(コミュニティ活動)</p> <p>第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティセンター及び地区公会堂の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携した街づくりを進めるものとする。</p> <p>2 コミュニティ施設は市民の、市民による、市民のための施設として市民の自由と責任を基調とした管理運営が行わなければならない。</p> <p>(協働のまちづくり)</p> <p>第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、街づくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。</p> <p>3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。</p>
自治体名称	新潟県上越市	千葉県流山市	大阪府阪南市	愛知県安城市
条例名称	上越市自治基本条例	流山市自治基本条例	阪南市自治基本条例	安城市自治基本条例
策定年月日	平成20年3月28日	平成21年3月24日	平成21年6月4日	平成21年10月1日
施行年月日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成21年7月1日	平成22年4月1日
コミュニティ活動	<p>(都市内分権)</p> <p>第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。</p> <p>(地域自治区)</p> <p>第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。</p> <p>2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所をおく。</p> <p>3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明でかつ地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続きを採用するものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第6条 市民ならびに市内で働く者及び就学するものは自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動にかかわるように努めるものとする。</p> <p>2 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければならない。</p> <p>(協働によるまちづくり)</p> <p>第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとする。</p> <p>2 市は、協働による街づくりの推進にあたっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に互いの役割等を定めた協定を締結することができます。</p> <p>3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければならない。</p>	<p>(市民活動団体)</p> <p>第16条 市民は地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体を自主的に組織することができる。</p> <p>2 市民は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに地域の課題を自らも解決するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>4 執行機関は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 議会は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第15条 コミュニティは、まちづくりの担い手として、自主的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの意義と役割について理解を深め、積極的にコミュニティに加わり、又はその活動に参加するなど、コミュニティを守り育てよう努めます。</p> <p>3 市長は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めます。</p>